

# 大崎市病院事業ウェブサイト更新業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この募集要領は、大崎市病院事業が設置するウェブサイト（以下、大崎市病院事業のことを「病院事業」、大崎市病院事業が設置するウェブサイトのことを「病院ウェブサイト」という。）において、閲覧者にとって見やすく、また専門知識を要しない担当者が効率よく情報発信ができる環境を構築し、情報取得ニーズに柔軟に対応できる安定したウェブサイトの運用を実現するため、プロポーザル方式により事業者（以下「事業者」という。）を選定するものである。

## 2 業務概要

### （1）業務の名称

大崎市病院事業ウェブサイト更新業務

### （2）契約種別等

- ア 契約種別 委託（民法（明治29年法律第89号）第632条に規定する請負）
- イ 契約書の様式 原則として病院事業における契約書の様式を用いる（病院事業における契約書の様式の詳細については、大崎市業務委託契約書及び変更契約書の様式（平成18年大崎市告示第30号）の規定を参照すること）。
- ウ その他 本号イに掲げるもののほか、必要に応じて個人情報保護等に係る特約事項を契約書と合わせて締結する場合があること。

### （3）業務の目的

大崎市病院事業ウェブサイト更新業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

### （4）業務内容

仕様書のとおり

### （5）業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月15日まで※1

なお、本件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定に基づく令和8年度大崎市病院事業会計予算における債務負担行為の定めについては、次の表のとおりであること（令和7年3月11日原案可決）。

事  項	期  間	限度額
ウェブサイト更新業務	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	8, 387, 000 円

※1 運用サポート・保守管理については必要に応じて、令和9年4月1日から令和14年3月31日（予定）の期間において本業務の受託者と契約を行う予定である。なお、運用サポート・保守管理に係る契約については地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約によるものとする。

### （6）提案上限額

8, 387, 000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）※2

※2 令和9年4月1日以降の運用サポート・保守管理費用は提案上限額に含まないものとし、詳細な仕様については本業務の受託者と協議の上定める。

#### (7) 著作権に関する取扱い

本業務で取得した全ての財産は病院事業へ帰属するものとし、本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は病院事業へ帰属するものとする。また、成果物及び本契約に基づく病院事業の成果物の利用が第三者の著作権、肖像権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証すること。

#### (8) その他

本業務の受託者については、場合により医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第14条第2項並びに医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版（令和5年5月。厚生労働省）の規定等に基づき、サービス事業者による医療情報セキュリティ開示書（MDS／SDS）の提出を求めるものほか、必要な措置を講じる場合につき、資料の提出等を求める場合がある。

### 3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている事業者であること。

- (1) 大崎市物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成18年大崎市訓令甲第62号）第6条に規定する物品調達等に係る競争入札参加登録簿の区分「管理業務」・業種「電算業務」・部門「ホームページ作成」に登録されている者又は入札参加資格審査申請と同様の書類審査を受け、適格と認められる者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項の規定により準用される場合を含む。以下同じ。）第1項の規定により入札に参加させることができない者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により入札に参加させないこととされている期間を経過していない者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合には、当該申し立てがなされていない者とみなす。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合には、当該申し立てがなされていない者とみなす。
- (6) 大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年大崎市規則第39号）第4条各号のいずれかに該当しないこと。
- (7) 200床以上の病床を有する病院において、CMS（コンテンツマネジメントシステムの略）の導入・利用を前提としたホームページの構築又は再構築の実績を有していること。
- (8) 地方税及び国税について滞納がないこと。

### 4 審査及び提案の方法

#### (1) 一次選考

##### ア 提出書類

- ①参加表明書〔様式1〕
- ②誓約書〔様式2〕

- ③業務実績証明書〔様式3〕
- ④業務協力契約予定書〔様式4〕
- ⑤税務署発行の納税証明書〔その3の2又はその3の3〕  
発行後3ヶ月以内のもの
- ⑥地方公共団体の納税証明（発行後3ヶ月以内のもの）  
都道府県税及び市町村税の納税が確認できるもの
- ⑦商業登記簿謄本（発行後3ヶ月以内のもの）
- ⑧財務諸表類の写し（直近3年分）  
貸借対照表及び損益計算書等、経営実績が分かるもの
- ⑨入札参加資格を確認できる次に掲げるいずれかの書類
  - ・令和7・8年度の大崎市入札参加資格通知書の写し
  - ・入札参加資格名簿に登録されていない場合は、入札参加資格審査申請に必要な書類一式を提出すること。
- ⑩提出書類確認リスト〔様式9〕

イ 提出部数 各1部

ウ 提出期限 **令和8年2月9日（月）**

エ 提出方法

持参（大崎市の休日を定める条例（平成18年3月31日条例第2号）に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。）又は郵送（受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限内に必着とする。）とする。

## （2）二次選考

提案書及び費用見積書の提出とともにデモンストレーション及びプレゼンテーションにより、実際の操作状況や見易さなどにより審査を行い、本件の実施趣旨にもっともふさわしい提案を採用し優先交渉権者を選定する。なお、企画提案書の作成にあたっては、別紙大崎市病院事業ウェブサイト更新業務企画提案書作成要領を参照のこと。

ア 提出書類

- ①企画提案書（表紙）〔様式6〕
- ②会社概要書〔様式6-1〕
- ③業務実績調書〔様式6-2〕
- ④受託責任者等の業務経験及び実績について〔様式6-3〕
- ⑤本業務の理解について〔様式6-4〕
- ⑥構成内容について〔様式6-5〕
- ⑦実施体制と取組内容について〔様式6-6〕
- ⑧発注者向け研修実施体制表〔様式6-7〕
- ⑨現状分析及びウェブサイト構築について〔様式6-8〕
- ⑩追加提案について〔様式6-9〕
- ⑪費用見積書（制作及び保守管理）〔様式8〕  
※制作見積書は提案上限額を超えないこと。
- ⑫提出書類確認リスト〔様式10〕

イ 提出期限 **令和8年2月16日（月）**

ウ 提出方法

電子メールにて提出すること。

## 5 質問及び回答

(1) 受付期限

令和8年2月4日（水）午後5時まで

(2) 受付先

大崎市民病院経営管理部経営企画課 経営戦略担当 宛て

電子メール : kikaku@h-osaki.jp

(3) 質問方法

質問書〔様式5〕により電子メール（電子メール以外での質問は受付しない）にて提出のこと。

(4) 回答の方法

大崎市民病院ウェブサイトへ令和8年2月5日（木）までに回答を掲載

## 6 一次選考審査

事務局において、「4（1）一次選考」に掲げる書類について審査し、参加要件を満たしていることが確認された者に対して、令和8年2月10日（火）までに書面又はメール（参加表明書に記載された担当者のアドレス宛て）によりその旨を通知するとともに、二次選考審査への参加を要請し、デモンストレーション及びプレゼンテーションの日程を通知する。また、参加要件を満たしていないとされた者に対しては、令和8年2月10日（火）までに電子メール（参加表明書に記載された担当者のアドレス宛て）によりその旨と理由を通知する。

## 7 二次選考審査

大崎市病院事業ウェブサイト更新業務公募型プロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）において、「4（2）二次選考」に掲げる書類、デモンストレーション及びプレゼンテーションの審査結果をもとに、優先交渉権者及び次順位候補者を選定する。

なお、委員会は5名以内で構成するが、委員の氏名については、選定における公平性を確保するため、二次選考審査後に公表するものとする。

## 8 提案書の無効

次のいずれかに該当する場合は提案書等を無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (3) 特別の事情なくプレゼンテーションの開始時間に遅れた者または欠席した者
- (4) 本プロポーザルの手続き期間中に指名停止を受けた者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) 審査委員又は本業務の関係者に提案内容に関する助言を求めた場合
- (7) 2（6）に示す提案上限額を超えた場合
- (8) その他、募集要項に定める手続き、方法等を遵守しない場合

## 9 二次選考審査の方法

提案者の選定は、委員会が9（5）に示す評価基準に基づき、審査する。なお、審査、プレゼンテーション及びデモンストレーションは非公開とする。なお、プレゼンテ

ーションを辞退する場合は、プレゼンテーションの実施前日までに、辞退届〔様式7〕を提出すること。

(1) 書類審査、デモンストレーション審査及びプレゼンテーション審査の実施

委員会等において、一次選考審査を通過した事業者に対してデモンストレーション審査を実施する。具体的には、(5)評価基準\_項番6におけるCMSの操作性等について実際に操作する職員を想定したデモンストレーションをデモンストレーション実施要領に基づき実施する。実施方法は現地開催又はリモートで実施するものとし、日時等については提案事業者に対し電子メールにて通知する。

(2) プrezentationの日程及び場所については後日、電子メールにて通知する。

(3) プrezentationの注意事項は次のとおり

ア プrezentationの時間は、1提案者あたり45分(プレゼンテーション15分、ヒアリング30分)以内とする。

イ プrezentationの順番は、企画提案書の受付順とする。

ウ プrezentationに必要となる機材のうち、大型モニタ、プロジェクター又はスクリーンは病院事業で準備する(接続形式はHDMIケーブルによる)。パソコンその他必要なものがある場合は、提案者にて準備すること。

エ プrezentationに係る費用は、提案者の負担とする。

オ プrezentationに参加できる人数は5名以内とし、受託責任者と制作責任者は原則、参加するものとする。

カ プrezentationに用いる資料は、企画提案書の内容のみとする。

キ プrezentationをリモートで行う場合は、別途通知するものとする。

ク 既に提出された企画提案書の差し替えや追加は認めない。誤字脱字がある場合は、プレゼンテーション時に説明すること。

ケ プrezentation開始予定時刻の15分前までに所定の場所に到着していること。

コ プrezentation審査の詳細な日時等については、電子メールにより通知する。

(4) 審査

ア 提出された提案書、費用見積書等、デモンストレーション及びプレゼンテーションを評価基準に基づいて審査し、優先交渉権者及び次順位候補者を選定する。

イ 優先交渉権者との間に調整協議が成立した場合は契約相手方として決定する。なお、調整協議不成立の場合は、次順位候補者と調整協議を行い、協議成立の場合は契約相手方としてこれを決定する。

ウ 審査結果(審査の詳細は除く。)については全者に対し郵送により通知することに加えてウェブサイトにも掲載する。

(5) 評価基準

項目番	評価項目	評価基準	配点
1	過去5年間（令和3年度以降）において200床以上の病床を有する病院のウェブサイト制作業務を受託した実績（様式6-2）	事業者実績は十分であるか。実際に稼働しているウェブサイトの状況も加味した評価とする。	10点
2	受託責任者等の業務経験及び実績（様式6-3）	受託責任者・ウェブサイト制作業務責任者の実績は十分であるか。資格取得の状況や過去5年間の業務実績も加味した評価とする。	20点
3	本業務の理解（様式6-4）	本業務の目的・要件を正しく理解し、現行サイトの課題把握およびリニューアルに即した提案となっているか。	10点
4	構成内容（様式6-5）	提案内容の構成が明確であり、目的達成のための工程・スケジュール・成果物の関係性が論理的かつ整合的に整理されているか。	30点
5	実施体制と取組内容（任意様式、様式6-6、様式6-7）	体制図および役割分担が明確であり、プロジェクト管理・品質管理・保守管理・職員に対する教育体制が適切に構築されているか。また、医療機関案件の専門性を備えているか。	20点
6	分析・提案（様式6-8）	仕様書におけるCMS要件およびセキュリティ対策について適切であるか。また、現状分析および課題整理が的確であり、デザイン・UI/UX・CMS構成・運用効率化などの提案内容が実現性・独自性・発展性を有しているか。	30点
7	追加提案（様式6-9）	仕様書に記載の機能以外で、ウェブサイト利用及び運用の利便性向上に係る追加提案があるか。なお、費用については2（6）提案上限額に含めるものとする。	40点
8	デモンストレーション（デモンストレーション実施要領に基づく）	リニューアル実施後に使用するCMSソフトウェアについて、保守・管理業務の効率性を踏まえた提案であるか。また、コンテンツ入力およびシステムの運用管理について専門的な知識としない操作性・UIであり、ウェブページの作成及び更新が容易であるか。	30点
9	制作見積費について（様式8）	ウェブサイト制作費について、低廉であるか。なお、ウェブサイト制作費については提案上限額を超過しないこと。	30点
10	運用・保守管理見積費について（様式8）	ウェブサイト運用・保守管理費について、低廉であるか。なお、5年間の保守費を計上し、提案上限額に含めないものとする。	30点
合計（250点満点）			250点

## 10 提案書等の取り扱い

- (1) 提出期限後の提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (2) 著作権はそれぞれの企業に帰属する。
- (3) 提出された提案書等は原則非公開とする。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 提案書等は審査に必要な範囲で複製を作成する場合がある。
- (6) 提出された提案書等は、提案内容の評価以外提案者に無断で使用しない。

## 11 契約条件

病院事業が選定した優先交渉権者と、契約について協議を行い、大崎市病院事業契約事務規程に基づいて契約を締結するものとする。その際、提案書等に記載された項目は、契約時に仕様書に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、病院事業と優先交渉権者との協議により契約締結段階において項目の追加、変更、削除を行えるものとする。したがって、優先交渉権者の決定をもって、提案書に記載された全内容を承認するものではない。

なお、優先交渉権者との協議において、両者が合意に至らなかつた場合には、次順位候補者との協議を行うものとする。

## 12 その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書の提出者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立する。
- (2) 参加表明書を提出した者は、本プロポーザル関係書類に記載されている一切の内容に同意したものとみなす。
- (3) 提案者は、募集要項及び仕様書等の不知又は不明、企画提案書の記載事項の錯誤等を理由に提案及び企画提案書提出後に異議を申し立てることはできない。
- (4) 提出書類の作成及び提出等一切の経費は、提出者の負担とする。
- (5) 本業務の契約締結前に、緊急等やむを得ない理由等により、業務を実施することができない場合には、本プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。なお、その場合、本プロポーザルに要した経費を病院事業に請求することはできない。
- (6) 企画提案書等の評価において、不明点等があった場合、補足説明を求める場合がある。ただし、当該補足資料等において、提案内容が変わる修正は認めない。

### 13 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、以下の表のとおりとする。ただし、各実施年月日については、病院事業においてそのつど変更することができるものとする。

項番	内 容	年 月 日
1	公募型プロポーザル実施公告	令和8年1月27日(火)
2	質問期限	令和8年2月 4日(水)
3	質問への回答	令和8年2月 5日(木)
4	参加表明書(一次選考審査書類)の提出期限	令和8年2月 9日(月)
5	参加資格審査(一次選考審査)・審査結果通知(予定) ※企画提案書提出要請	令和8年2月10日(火)
6	企画提案書(二次選考審査書類)の提出期限	令和8年2月16日(月)
7	デモンストレーション	令和8年2月17日(火) (予定)
8	書類審査及びプレゼンテーション(二次選考審査) 優先交渉権者・次順位候補者選定	令和8年2月25日(水) (予定)
9	選定結果通知	令和8年3月 2日(月)
10	仕様協議・契約締結	令和8年3月下旬 予定
11	着手	令和8年4月上旬 予定

### 14 書類提出先及び問合せ先

- (1) 部署名：大崎市病院事業経営管理部経営企画課経営戦略係
- (2) 所在地：〒989-6183 宮城県大崎市古川穂波三丁目8番1号
- (3) 電 話：0229-23-3311 (内線1113)
- (4) FAX：0229-23-5380
- (5) E-mail：kikaku@h-osaki.jp

## 【別紙】

### 大崎市病院事業ウェブサイト更新業務企画提案書作成要領（評価項目3～7）

#### 1 企画提案書作成上の注意点

- (1) 評価項目について、明確かつ具体的に記述すること。
- (2) 造語及び略語等は、一般的な用語等を用いて、初出の箇所に定義を記述すること。
- (3) 目次及びページ数を付すこと。
- (4) 文字サイズは11ポイント以上とする。なお、イメージ図や写真を用いる場合は、説明等に使用する文字サイズは自由とするが、見やすさ、わかりやすさを心がけること。
- (5) 企画提案の記述に当たっては、業務に精通していない者が、企画提案者の説明がなくても読んで理解できる内容とすること。
- (6) 著作権はそれぞれの事業者に帰属する。
- (7) 提出された企画提案書等は原則非公開とし、返却はしない。
- (8) 企画提案書等は審査に必要な範囲で複製を作成する場合がある。
- (9) 提出された企画提案書等は、内容の評価以外提案者に無断で使用しない。
- (10) 使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもので、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。